

高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県犯罪被害者等支援条例（令和2年3月27日高知県条例第3号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づく高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、推進会議を招集しようとする場合は、開会の日時及び場所並びに付議すべき事項を定めて、あらかじめ委員に通知するものとする。

2 委員は、推進会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。

(議事録)

第3条 会長は推進会議の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長及び会長の指名する2名以上の委員が署名するものとする。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、高知県文化生活部県民生活課が行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

高知県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

(高知県犯罪被害者等支援推進会議)

第22条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を置く。

2 県は、指針に基づく施策の実施状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。

3 推進会議は、犯罪被害者等の支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 推進会議は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、民間支援団体又は関係団体の職員等のうちから知事が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

10 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

11 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

12 推進会議の庶務は、高知県文化生活部において処理する。

13 前各項に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。